

おやみ に関するおもな手続き

※1 税・社会保障関係の手続き、**マイナンバー**マークのあるものは、**マイナンバーカード**の提示が必要となります。
 下記の必要書類のほかに「**本人確認書類**※3」「**印かん**」が必要になります。
 ※2 **出張所**マークのあるものは、出張所でも手続きできます（平日のみ）

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※2	便利な本 ※4
---	----	------------	-------	------------	-----------	---------

亡くなられた方が以下に該当する場合、手続きが必要です

保険年金		国民健康保険に加入していた方	保険証等の返却	・国民健康保険証 ・高齢受給者証(70～74歳の方) ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受領証 など	保険年金課 (本庁舎1階) 出張所	P58	
		→ 高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費などの支給申請	高額療養費等支給申請書 (該当する世帯には医療機関を受診した概ね3ヵ月後に市から郵送) ・相続人代表者の口座番号がわかるもの ・相続人代表者の印かん ・医療機関へ支払をした領収書 マイナンバー		P58	
		→ 葬祭をおこなった方 (喪主)	葬祭費の支給申請	・葬儀代の領収書・会葬礼状等 (亡くなられた方・葬祭を行った方の氏名を確認できるもの) ・葬祭費の振込先のわかるもの ・申請者の身分証明		P58	
		後期高齢者医療制度に加入している方 (75歳以上または一定の障害がある65歳以上の方)	保険証等の返却	・後期高齢者医療保険証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受領証 など		P70	
			高額療養費などの支給申請	・高額療養費等支給申請書 ・相続人代表者の口座番号がわかるもの ・相続人代表者の認印		P70	
			葬祭費の支給申請	・葬祭を行った方の口座番号がわかるもの ・葬祭を行った方の印かん ・葬祭費の領収書など葬祭を行ったことがわかる書類	保険年金課 (本庁舎1階)	P71	
		保険料等の「相続人代表者の届出」が発生する場合 ①国民健康保険に加入していた世帯主 ②後期高齢者医療制度に加入している方 (75歳以上または一定の障害がある65歳以上の方)	相続人代表者の届出	①相続人代表者指定届出書 ②相続人届出書 ・相続人代表者の口座番号がわかるもの ・相続人代表者の認印		P58 P70	
		上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			-	
高齢		国民年金に加入中だった方	国民年金の資格喪失	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要 ※厚生年金・共済年金の方は勤務先へ、第3号被保険者の方は配偶者の勤務先へ		P38	
		年金を受給していた方	未支給年金の請求または死亡届	※亡くなられた方が受給していた年金の種類などにより、必要書類や手続き先が異なりますので、まずはご相談ください 府中年金事務所(府中市府中町2-12-2) 電話 042-361-1011		P38	
		→ 農業者年金を受給していた方	※農協を経由しての提出書類があります	●農業者年金死亡関係届出書 ・受給者の年金証書 ・受給者の死亡日が確認できる住民票等	農業委員会事務局 (本庁舎2階経済観光課内)	-	
障がい		65歳以上の方	介護保険証などの返却	介護保険証など (お持ちの場合は、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証)	介護保険課 (本庁舎1階)	P75	
		(参考)東京都シルバーパスを持っていた方	下記シルバーパス常設窓口にご返却ください。20,510円券は、負担金の一部について返還金が発生する場合があります。詳しくは東京バス協会(電話 03-5308-6950)へお問合せください。 ・京王電鉄バス桜ヶ丘案内所 (関戸1-10-10 聖蹟桜ヶ丘駅西口) 電話 042-375-1515 ・京王バス多摩営業所 (南野1-1-1) 電話 042-357-0031			高齢支援課 (本庁舎1階)	P73
		障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の返却	・身体障害者手帳 ・療育手帳 (愛の手帳) ・精神障害者保健福祉手帳など		P76	
		障害や難病に関わる各種手当・医療費助成を受けていた方	受給資格の喪失	※お問い合わせください	障害福祉課 (本庁舎1階)	P56 P78	
子ども		交通費助成 (ガソリン費・タクシー費) やその他障害福祉関連の助成等を受けていた方	受給資格の喪失等	※お問い合わせください		P76	
		児童手当・子ども医療費助成を受けていた、対象児童だった	※受付窓口でご相談ください	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なります		P64	
		ひとり親の制度 (児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親医療費等助成制度のいずれか) を受けていた	※受付窓口でご相談ください	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なります	子育て支援課 (本庁舎2階)	P64 P83	
		お子さんが保育園・幼稚園に入園 (申請) している方	退所届・入所申請の取り下げ 世帯構成の変更 等	※お問い合わせください		P68	
	お子さんが学童クラブに入所 (申請) している方	退所届・入所申請の取り下げ 世帯構成の変更 等	※お問い合わせください	児童青少年課(本庁舎2階)・所属の学童クラブ	P66		

亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

税・料金		被相続人に一定以上の所得のあった方、土地・家屋などの固定資産を所有していた方	相続人代表者指定 (相続人を代表して市民税、固定資産税の納税通知の受領、納税をする方)	※お問い合わせください		P37	
		固定資産を共有していた	共有代表者の変更 (亡くなられた方が代表の場合)	※お問い合わせください	課税課 (本庁舎2階)	P37	
		未登記家屋を相続する	未登記家屋所有者変更届が必要	・遺産分割協議書 ・相続する方の印鑑証明 ・実印の押印		P37	
		土地・家屋を相続する (変更登記)	※詳しくは東京法務局府中支局でご相談ください 東京法務局府中支局 府中市新町2-44 電話 042-335-4753				P37
		→ 農地を相続する	農地法第3条の3の規定による届出書	※お問い合わせください	農業委員会事務局 (本庁舎2階経済観光課内)	P52	
		原動機付自転車 (125cc以下のバイク)、ミニカー、小型特殊自動車を所有していた方	廃車、名義変更手続き	※お問い合わせください		P37	
		軽二輪、二輪の小型 (125cc超のバイク) を所有していた方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 電話 050-5540-2033			課税課 (本庁舎2階)	P37
		軽三輪、軽四輪自動車を所有していた方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町3-16-22 電話 050-3816-3104				P37
		税・料などを口座振替で市に納めていた	口座振替の廃止・変更	預金通帳、通帳の届出印	取扱金融機関で対応	-	
		市に納める税金・保険料などに未納がある場合	納付相談、相続人代表者指定届を提出	来庁者の本人確認書類	納税課(本庁舎2階)・保険年金課(本庁舎1階)	P22	
		→ 財産や負債を放棄する場合	※家庭裁判所でご相談ください				
		上下水道の使用をやめる場合	使用中届 (ご解約)	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 0570-091-100(ナビダイヤル)			P47
	→ 上下水道の使用を名義を変更する場合	使用名義変更 (ご契約変更)					

※3 **マイナンバー**に関する**本人確認書類**とは・・・マイナンバーが必要な手続きの際は、つぎの本人確認書類の提示が必要です。1点でOKのもの〔マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書〕 2点必要なもの〔健康保険証、年金手帳、介護保険証など〕
 ※4「**便利な本**」とは・・・「多摩市の便利な本」のことで、多摩市民の皆さんのくらしの手引きとなるような行政情報や詳細な地図を掲載しています。この一覧では「多摩市便利な本 2021年版」の頁数を記載しています。

済	該当	1手続きが必要な方	2手続き	3必要なもの	4受付窓口	便利な本
		犬を飼っている方	犬の登録変更（飼い主）	(特になし)	コミュニティ・生活課 (本庁舎4階)	P50
		市営住宅に入居していた方が亡くなった場合	市営住宅の退去手続き	※相続人代表者の方が手続き ※必ず届出が必要です。お問い合わせください	都市計画課 (東庁舎)	P22
		大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持ちの方	資格喪失の手続き	マル都医療券		P56
		被爆者手帳をお持ちの方	被爆者用死亡届及び葬祭料支給申請書の記入	※お問い合わせください	福祉総務課 (本庁舎4階)	-
		被爆二世の方で健康診断受診票をお持ちの方	被爆二世用死亡届の記入	※お問い合わせください		-
		戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を請求せず亡くなった場合	特別弔慰金の請求（R5.3月まで）	※お問い合わせください		-

亡くなられた方のご家族が以下に該当する場合、手続きが必要です

済	該当	1手続きが必要な方	2手続き	3必要なもの	4受付窓口	便利な本
住所 戸籍		世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出	本人確認書類	市民課(本庁舎1階) 出張所	P28
		健康保険の扶養から外れて国民健康保険に加入する方（74歳以下の方）	国民健康保険の加入・保険証の交付（後日郵送となる場合あり）※資格喪失日より14日以内	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」・マイナンバー ご家族でも別世帯の方は世帯主からの委任状	保険年金課 (本庁舎1階) 出張所	P58
保険 年金		亡くなられた配偶者の扶養から外れて国民年金に加入する方(20歳以上60歳未満の方)	国民年金の加入 ※資格喪失日より14日以内 ※国民年金保険料の納付猶予・免除制度有。詳細はお問い合わせください。(出張所では不可)	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」・年金手帳 (注)国民健康保険の加入と同時に手続きする場合、証明書は1通で兼用可 マイナンバー		P38
		国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい国民健康保険証の交付（後日郵送となる場合あり）	変更前の保険証	保険年金課 (本庁舎1階)	P58
	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	・遺族基礎年金（子のある配偶者、または子） ・遺族厚生年金（配偶者など） ・国民年金寡婦年金（60歳～64歳の妻） ・国民年金死亡一時金	※亡くなられた方の年金の状況や家族構成などにより、手続き内容や手続き先が異なりますので、ご相談ください 府中年金事務所 府中市府中町2-12-2 電話 042-361-1011	P39		
子ども		お子さまに関して受けられる手当・助成等の確認、相談	・児童手当・児童扶養手当・子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成・児童育成手当	※お問い合わせください	子育て支援課 (本庁舎2階)	P64 P83
		保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※お問い合わせください		P68
相続		学童クラブの利用を希望する方	学童クラブ入所申請	※お問い合わせください	児童青少年課 (本庁舎2階)	P66
		遺産相続（土地・家屋・預貯金等）の相談	・法律相談・相続税等の税務相談・不動産の相続・贈与等の登記相談・遺産分割協議書等の書類作成相談	予約制（電話予約 042-338-6806）	市民相談室 (本庁舎1階)	P22 P24



みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

2021年3月発行

手続きチェックリスト おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます

- 死亡の事実を知った日から7日以内に届出してください。

まずはじめにする手続きは、**死亡届**を 市民課(本庁舎1階)へ提出

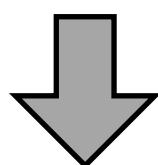
「届出できる人」
親族または関係人

「届出に必要なもの」
1. 医師が作成した
死亡診断書付きの死亡届
2. 届出人の印かん

* 代理人は届出できません
* 死亡届の受理後、「埋・火葬許可証」をお渡します。埋・火葬許可証は火葬場に必ずお持ちください。火葬後、「火葬済証明書」が渡されます。納骨時必要な書類ですので大切に保管してください。

亡くなった方の印鑑登録証(市民カード)、住民基本台帳カード、マイナンバーカードについて

印鑑登録は、死亡届により自動的に登録が抹消されます。印鑑登録証・住民基本カードは、ご遺族で破棄してください。
マイナンバーは、保険金等の請求で必要となる場合があります。諸手続きが済んでから、ご遺族で破棄してください。



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります